

消費生活 相談室

「おトクにお試しだけ」のつもりが 「定期購入」に！？ 解約したくても「解約できない」 「高額で支払えない」

化粧品やサプリメントを1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたという相談が、全国の消費者センターに多数寄せられています。

よくある相談の例

ネットの広告を見て、特別価格三千円の美容液を購入した。肌に合わず使用をやめていたが、商品が再び届き、定期購入だと気付いた。すぐ事業者に解約と返品を申し出たが、「発送日の10日前までに申し出ないと対応できない」と言われた。2回目の商品は1万円以上でとても高い。申し込み時には、定期購入だと分からなかつた。どうにかならないか。

字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなどの注意が必要です。

2. 「解約の申し出は次回発送日の〇日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。

3. トラブルに備えて、注文履歴や事業者に連絡した記録を残して置きましょう。

〔(独)国民生活センターHPより〕

☆不安に思つた場合やトラブルになつたときには、消費生活相談窓口に相談してください。

消費者へのアドバイス

1. 詳細な契約内容は、「〇%オフ」

などの目立つ表示とは離れた場

所に表示されてたり、小さい

■消費者ホットライン

☎ 188(じやや)

■河合町・上牧町消費相談窓口

河合町 ☎ 0745・57・0200
上牧町 ☎ 0745・76・1001

月曜日..午後1時～午後5時 河合町役場
火曜日..午後1時～午後5時 上牧町役場
木曜日..午前9時～午後1時 河合町役場
金曜日..午前9時～午後1時 河合町役場

